

カ点	点21号から270度200メートルの点
ヨ点	点21号から245度240メートルの点
タ点	点22号から230度120メートルの点

に改める。

熊本県告示第1118号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年11月19日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字福シ田2853の1、字定免木場3032、字赤城3132、3133、3135、3143、3147の2、字窪3152、字砂ノ迫3168、3175、字荒河内3281の1、3281の3、3285の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1119号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年11月19日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字大曲2835、2838の1、2840、2841、字新平木場2865、字外ノ迫2874、2875、字碁白2876、2888、2889、字池ノ尾2891、2902の1、2902の2、字大木場2904、2905の1、2905の2、2906の2、2910の1、2912、字水汲川2932の2、2933、2935、2943、2944、2950、2952の1、2953、字土手内2957、2961、2962、2965の1、2965の2、2967、2969、2970、2972、2974、2975、2976、2978、2980、2983、字地ノ眼2989の1、2989の3、2997、2999の1、2999の2、3005から3007まで、3011、3015、3024の1、3025の1、3025の2、3026の1、字大椎3053の1、字普現山3078、3085の1、3088、字宇附平3089、3090の1、字榎造3189、3190、3192、3194、3197、3198、3200、3201、3208、3212、3213、3218、字廣丸3219の1、3226
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大曲2841（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第783号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年11月19日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡御船町大字木倉字上油免1720番1の一部、同1720番3の一部、同1720番6の一部、同1720番7の一部、同1720番8の一部、同1751番1の一部、同1751番2の一